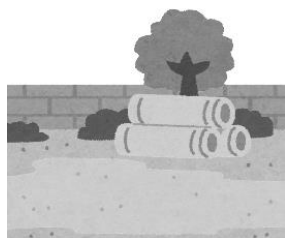


低未利用土地等譲渡所得控除についてお知らせします

低未利用土地等（空き地、空き家や空き店舗など居住の用、業務の用、その他の用途に供されていない不動産）の利用を促進するため、その土地等を譲渡した際の所得から100万円を控除する所得税及び個人住民税の特例措置が創設されました。



低未利用の土地・建物を譲渡

【適用要件】

適用対象は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ①個人であること。
- ②令和2年7月1日から令和4年12月31日に不動産を譲渡したこと。
- ③低未利用不動産及び譲渡後の利用について、市区町村発行の確認書があること。
- ④譲渡の年の1月1日に所有期間が5年を超えること。
- ⑤所得税法及び租税特別措置法に規定される他の控除の適用を受けないこと。
- ⑥譲渡前の所有者と特別な関係がある者への譲渡でないこと。
- ⑦土地及び家屋の譲渡の合計が500万円を超えないこと。
- ⑧一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡を当該前年又は前々年中にした場合において本控除を受けていないこと。

【確認書の申請】

上記③に係る確認書は必要な書類を揃えて、鎌倉市住宅課（本庁舎4階）に提出してください。

※郵送でも申請できます（要返信用封筒）。

※国様式は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html



<input type="checkbox"/> 低未利用土地等確認申請書（国様式）	<input type="checkbox"/> 申請対象土地等が低未利用であったことを確認できる書類（下記1～3のいずれか）
<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し	1 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
<input type="checkbox"/> 低未利用土地等の譲渡後の利用について（国様式）	2 電気・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	3 その他確認できる書類

お問い合わせは 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 住宅課(申請窓口)
 Tel 0467-23-3000 (内線2554)
 Mail jyutaku@city.kamakura.kanagawa.jp